

水道施設管理棟【お客様センター】建設事業 設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準要領

1. 目的

水道施設管理棟【お客様センター】（以下「お客様センター」という。）建設事業の実施にあたり、民間事業者の高い技術力及び豊富な経験等を活用するため、設計・施工一括発注方式を採用し、プロポーザル方式による優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者を選定する。

この基準は、お客様センター建設事業の設計・施工一括発注公募型プロポーザルにおける参加者（以下「参加者」という。）の中から、『技術提案』『プレゼンテーション』『提案価格』（以下「提案書等」という。）の3つの観点から総合的に判断し、優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者を選定するために必要な事項を定める。

2. 評価機関

参加者が提出した提案書等の内容についての評価は、「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、別表「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業、設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づき行うものとする。

なお、優先交渉権候補者等の選定は、水道事業管理者及び水道部管理職で構成する機関（以下「選定機関」という。）において行うものとする。

3. 評価方法

参加者が提出した提案書等それぞれをA～Dの4段階で評価し、「5. 評価項目と配点」に定める①～⑨の各配点に下表の「満点に対する比率」を乗じた点数の合計により評価する。

なお、審査委員1人当たりの評価点の全項目合算点（①～⑨）は135点とし、**最低基準点**は全項目合算点に審査委員の人数を乗じた点数の60%に相当する点数とする。

	満点に対する比率				
評価	A	B	C	D	不可
比率	1.0	0.8～0.9	0.6～0.7	0.5	0

4. 選出方法

審査委員会は、参加者が提出した提案書等の内容について、各審査委員それぞれの評価項目における評価を踏まえ、最低基準点以上であり、審査委員全員の評価合計点が高い者を5者程度選出し、水道事業管理者へ報告する。

なお、評価項目において不可が1項目でもある者は、選出しないものとする。

5. 評価項目と配点

評価項目	審査の視点	配点
① 事業立案計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・設計施工一括発注方式の利点を活かした事業計画 ・発注者の要求を的確に反映する有用な事業計画 	5
② 事業実施体制に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務が一体的に機能する体制 ・課題抽出とその解決方法 	5
③ 事業工程計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール管理の適切性 ・リスク発生時等のバックアップ体制 	5
④ 建物配置計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の規模、配置の適切性 ・車両動線の適切性 ・避難誘導への配慮 	15
⑤ 施設計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の配置、階段及びエレベーター等の位置の適切性 ・従事者動線の適切性 ・各室の通風、採光の確保の適切性 ・利用者の利便性の配慮 ・プライバシー確保の適切性 	25
⑥ 景観・維持管理等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスの容易性 ・色彩、内外装仕上等の適切性 ・既存建築物との調和等、景観の配慮 	25
⑦ 設備計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスの容易性 ・良好な室内環境の確保 ・ライフサイクルコスト低減のための配慮 ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用 	25
⑧ プレゼンテーションに関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的の理解度、業務への高い取組意欲、明確な業務実施方針、説明能力など 	10
⑨ 提案価格に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格の評価は、以下の式により採点する。 $\text{価格評価点} = 30 \times \text{最低提案価格} \div \text{提案価格}$ ※少数以下は第4位を四捨五入して少数第3位まで算出 	20
合 計		135
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業計画において卓越した技術・デザイン等の提案 	15

※その他の評価は15点か0点とする

6. 候補者選定

水道事業管理者は、審査委員会から報告を受けた後、速やかに選定機関において協議を行い、審査委員会から報告を受けた者の中から、多数決により優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者をそれぞれ1者選定する。

なお、選定機関は、必要に応じて水道部各係長の意見を聴くことができるものとする。